

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
 - 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の辞退
 - 保安林の指定予定
 - 道路の区域変更
 - 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
 - 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 【公告】
- 土地改良区役員の退任届
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【選挙管理委員会】
- 政治団体の名称等の公表
 - 政治団体の代表者等の異動
 - 政治団体の解散

デジタル推進課

障害福祉課

治山課

道路整備課
用度課

〃

耕地課

建築指導課

選挙管理委員会

〃

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三十六号

令和五年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和五年二月一日から同月二十日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

5 提出方法

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

- (1) 持参の場合
 - (2) 郵送等の場合
 - 書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。
- 五 申請書の交付期間等
 - 1 交付期間
 - 2 この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）
 - 3 交付場所
 - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課
 - 3 交付方法
 - (1) 直接交付を受ける場合
 - 1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、
 - 2の交付場所において交付する。
 - (2) 郵送により交付を受ける場合
 - 1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
- 六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 有効期間
 - 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和五年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続
 - 有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。
- 七 その他
 - 1 競争入札の公示
 - 県公報により公示する。
 - 2 問い合わせ先
 - 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課（電話 ○八六一二二六一七二六四）

◎岡山県告示第三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
井戸 幸男	肢体不自由	医療法人雄風会 加茂川診療所	加賀郡吉備中央町下加茂二一〇三―八
前田 英紀	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、免疫	いるどりクリニック	赤磐市松木四八―一
青野 良寛	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	一般財団法人賀陽広済院 西川診療所	久米郡美咲町里八八五―一
牧原 司幸	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸	医療法人外科牧原医院	真庭市宮地一四八―一
仙田 哲朗	腎臓	新見クリニック	新見市西方四五〇
山田 康之	聴覚・平衡、音声・言語、そしやく	耳鼻咽喉科気管食道科山田医院	津山市大手町八―一〇
和田 龍顕	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸	和田外科医院	美作市北山九一
永田 耕一	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸	つるの里クリニック	和气町田賀四〇―一

◎岡山県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町上齋原字丹土越一七八五の二、字沢丹土越一七八六の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

◎岡山県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 神代勝山線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市神代字山キワ六九七番地先から 真庭市神代字杉ケ虬九七四番一地先まで	新	三・〇 六・五	六二九・〇
真庭市神代字清水一〇八一番三地先から 真庭市神代字堂ノ前一〇五〇番四地先を 経て 真庭市神代字杉ケ虬九七四番一地先まで	新	八・五 四三・〇	四一七・〇
真庭市神代字山キワ六九七番地先から 真庭市神代字杉ケ虬九七四番一地先まで	旧	三・〇 六・五	六二九・〇

◎岡山県告示第四十号

令和五年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高圧ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における機械設備等の価額
- (4) 直前決算における流動比率
- (5) 申請時における従業員数
- (6) 申請時までの営業年数
- (7) 男女共同参画の推進状況
- (8) 障害者雇用の状況
- (9) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に依じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和五年二月一日から同月二十日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの手紙が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和五年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六一七五三八）

◎岡山県告示第四十一号

令和五年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - (2) 直前決算における自己資本額
 - (3) 直前決算における流動比率
 - (4) 申請時における従業員数
 - (5) 申請時までの営業年数
 - (6) 男女共同参画の推進状況
 - (7) 障害者雇用の状況
 - (8) 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- 次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に應じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に關し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

二十二年大蔵省令第九十五号) 第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和五年二月一日から同月二十日まで(土日及び祝日を除く。)とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中(必着)に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時(土日及び祝日を除く。)

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送による交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの種類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和五年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和六年一月中に行う予定の令和六年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班(電話 〇八六一二二六―七五三七)

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

〔三九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

令和五年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

池田 佳之 氏 名

苫田郡鏡野町宗枝二〇六一三

理事監
事の別
監事

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

〔四〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字山ノ端二六〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市白楽町四五五―三スクエアヴィラ白楽町一〇一号

中藤 貴一

中藤 瑠衣

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月二十五日岡山県指令建指第三三二号

令和5年1月27日 岡山県公報 第12467号

◎岡山県選挙告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和五年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕 一

一 政党の支部
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

参政党岡山第2支部

川上昌裕

藤原大輔

岡山市南区箕島九三三一二

○

令和四・一二・一九

参政党岡山第3支部

山口真司

山本容子

高梁市川上町地頭一三九七一九

○

令和四・一二・一九

参政党岡山第4支部

白政恭子

下向裕

倉敷市大島四〇七

○

令和四・一二・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

大人も子どももおかやま県の会
日本共産党余江ゆきお後援会

近常俊彦

近常俊彦

岡山市北区三門中町三一五

令和四・一二・一

前島慶太後援会

奥本茂正

伊丹敬二

〃 中区新京橋一三二一八

〃 一二・一三

やまのえり後援会

富岡秀人

前島慶太

〃 北区南方四一六一三二ジエムハナクマ205

〃 一二・一六

和気郡和気町日室一七四

藤井邦子

藤井邦子

和気郡和気町日室一七四

〃 一二・一六

◎岡山県選管告示第三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和五年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	
参政党岡山第1支部	栢 菅 聡	政治団体の名称	参政党岡山第1支部	参政党岡山支部	令和四・一二・一五	
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市北区平和町六一	岡山市北区金山寺四一	〃	
〃	〃	代表者の氏名	栢 菅 聡	寺 田 宗 清	〃	
〃	〃	会計責任者の氏名	本 郷 圭 子	植 村 伴 睦	〃	
自由民主党津山支部	田 村 正 敏	代表者の氏名	田 村 正 敏	森 西 順 次	〃	一一・三〇
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	
高成壯磨後援会	高 成 壯 磨	主たる事務所の所在地	岡山市南区福富西一―一六―一七	岡山市中区円山一〇七	令和四・一二・二〇	
〃	〃	会計責任者の氏名	須 藤 暁 子	高 成 壯 磨	〃	
土田貴行後援会	川 本 正 明	主たる事務所の所在地	岡山市中区円山七九―一 2号室	岡山市中区円山七九―一	一二・二〇	
山本もりお後援会	山 本 盛 雄	会計責任者の氏名	小 坂 良 一	山 本 盛 雄	一二・一六	

◎岡山県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和五年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

岡山県藤井もとゆき薬剤師後援会

伊達元英

令和四・一二・一

片山虎之助岡山後援会

伊原一衛

〃 一二・三〇

佐藤ともひろ後援会

藤原一博

〃 一二・二六